

件名	愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例
主管課	都市計画課
根拠法令等	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）
<p><b>【制定の概要】</b></p> <p>地方分権一括法が成立し、「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）」の一部が改正されたことに伴い、これまで県が定めていた、県内の風致地区内における建築等の規制に係る条例を、それぞれの市が定めるようになり、県の条例の必要がなくなったことから、この条例を廃止する。</p>	
施行日	平成27年3月31日までの間において規則で定める日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	